

平成 2 1 年

第 1 回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会

会 議 録

平成 2 1 年 7 月 2 7 日  
国保会館 5 階大会議室



平成21年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成21年7月27日（月曜日） 午後1時00分開会

出席議員（29名）

1 西川 将人	2 渡辺 孝一
3 石崎 大輔	4 松岡 市郎
5 清水 雅人	6 野尻 清
7 中橋 友子	8 大場 博義
11 高橋 正夫	12 山口 憲造
13 細川 昭広	14 武田 勇美
15 牧野 勝頼	16 成瀬 勝弘
17 長谷川 俊輔	18 藤倉 肇
19 西田 篤正	20 脇 紀美夫
21 佐古 一夫	22 藤原 勝子
23 松井 宏志	24 堀部 登志雄
25 山田 勝磨	26 田莉子 進
27 脇本 哲也	29 大竹 秀文
30 畑瀬 幸二	31 竹田 和雄
32 中島 滋	

---

欠席議員（3名）

9 西尾 正範	10 上田 文雄
28 北川 健司	

---

説明のため出席した者

広域連合長	大場 脩
副広域連合長	谷川 弘一郎
広域連合事務局長	村山 英彦
広域連合事務局次長	荻野 弘幸
広域連合事務局次長	岡田 潔
広域連合事務局調整担当課長	谷口 和裕
広域連合事務局総務班長	本間 千晶
広域連合事務局企画班長	古郡 修

広域連合事務局資格管理班長	田 中 馨
広域連合事務局医療給付班長	鈴 木 洋 夫
広域連合事務局電算システム班長	横 幕 力 夫

広域連合事務局電算システム班 ネットワーク担当係長	中 里 聡
広域連合会計管理者	近 藤 和 磨

---

#### 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	谷 口 和 裕
議会事務局次長	古 郡 修
議会事務局書記	及 川 啓 明
議会事務局書記	宇佐美 貴 広
議会事務局書記	小 川 真
議会事務局書記	大 森 賢 司

---

#### 議事日程(第1号)

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第13号 専決処分の承認について(平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第4号))
- 日程第6 議案第14号 専決処分の承認について(北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第15号 専決処分の承認について(平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第1号))
- 日程第8 議案第10号 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
- 日程第9 議案第11号 平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第12号 平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算(第2号)

---

#### 会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午後1時00分開会

◎開会宣告・開議宣告

○議長（畑瀬幸二） これより、平成21年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は28名で、定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 議席の指定

○議長（畑瀬幸二） 日程第1 議席の指定を行います。

議席につきましては、議会運営委員会の決定事項として、原則として、市長、町村長、市議会議員及び町村議会議員の区分ごとに、後方から年長順とすることとされ、任期満了により欠員となった議員の議席は、補欠選挙が執行されるまでは議席番号を変えずに空席とし、補欠選挙の執行後、最初に招集された議会において、補欠選挙を行った区分について、後方から年長順に議席を指定し直すこととなっております。

平成21年2月執行の当広域連合議員選挙において、新たに4人の議員が当選されたことから、会議規則第4条第1項及び第2項の規定に基づき、市長、町村長及び町村議会議員の区分について議席を変更いたします。

議席につきましては、ただいま御着席のとおり指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（畑瀬幸二） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、清水雅人議員、田莉子進議員を指名します。

◎日程第3 会期の決定

○議長（畑瀬幸二） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期を、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（畑瀬幸二） 日程第4 諸般の報告を議会事務局長からいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（谷口和裕） 御報告申し上げます。

地方自治法第121条の規定によりまず説明員は、印刷物に記載のとおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に記載のとおりでございます。

なお、本日の会議に渡辺孝一議員から遅刻する旨の、西尾正範議員、上田文雄議員、北川健司議員から欠席する旨の通告がありました。

以上でございます。

◎日程第5 議案第13号～日程第10 議案第12号

○議長（畑瀬幸二） 日程第5から第10、お手元に配付の議事日程による議案第13号から第15号までの専決処分の承認について及び議案第10号から第12号まで、以上6件を一括議題といたします。

専決処分の報告と議案の提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山英彦） ただいま御上程いただきました議案6件につきまして、逐次提案の趣旨と概要を御説明申し上げます。

最初に、議案第13号平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算に関する専決処分の承認につきまして、御説明申し上げます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億7,520万円を追加するものであります。

補正の内容であります。2月の補正後予算に比べ増額となった歳入の国庫補助金について、後期高齢者医療制度臨時特例交付金への積立てを増額するものであり、平成20年度の会計処理とする必要から専決処分を行ったものであります。

歳入の2款国庫支出金2項国庫補助金4億7,520万円の増額は、平成20年度に決定済みであった21年度における均等割9割、所得割5割軽減及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減に係る保険料への財源補てんと、これらに係る広報などの経費に対し交付される国の高齢者医療制度臨時特例交付金の交付決定額が、広域連合の2月の補正後予算に比べ増額となったことによるものであります。

歳出の1款後期高齢者医療費1項総務管理費4億7,520万円の増額は、国からの交付金の増額を受け、当広域連合に設置しております後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立ての増額を行ったものであります。

続きまして、議案第14号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、御説明申し上げます。

国においては、昨今の経済情勢、低所得者への配慮といった観点から、保険料の軽減措置を追加決定したところであります。

改正の具体的内容でございますが、平成21年度において被保険者均等割額が7割軽減に戻ることでございました世帯、すなわち年金収入で申し上げますと年額168万円以下の世帯の被保険者に係る保険料均等割額を8.5割軽減とするものであり、平成20年度に実施された特別対策を継続する内容でございます。

なお、保険料につきましては、被保険者の負担増とならないよう、昨年度と同額に設定するとともに、当初に賦課決定した保険料の変更に伴う混乱を避けるため、早急に条例改正を必要とすることから、専決処分により決定した次第でございます。

続きまして、議案第15号平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算に関する専決処分の承認につきまして、御説明申し上げます。

この補正予算は、平成21年度医療会計における歳入の財源更正を行うものであります。

補正の内容であります。本年4月に、国の経済危機対策の一環として行われた保険料軽減により、減額となる保険料の財源として、国庫補助金などを充てるものであり、各市町村が行う被保険者への保険料の決定通知の時期に間に合わせる必要から専決処分としたものであります。

歳入の1款市町村支出金1項市町村負担金6億4,195万2,000円の減額は、国が平成20年度に特別対策として行った均等割保険料の8.5割軽減について、本年4月に経済危機対策として、平成21年度においても継続するとされたことに伴い、保険料収入が減額となるものであります。

同じく、歳入の2款国庫支出金2項国庫補助金6億3,218万4,000円の増額は、8.5割軽減の継続に伴う財源として、国の特別調整交付金が増額となるものであります。

また、7款繰入金2項基金繰入金976万8,000円の増額は、8.5割軽減後の年間保険料を平成20年度と同額の6,300円とするため、平成21年度の保険料算定の際に生じる1人当たり100円の差額について、基金に積み立てた資金、すなわち運用益の一部で補てんするものであります。

続きまして、議案第10号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

内容であります。当該基金について、先ほど御説明申し上げました平成21年度における8.5割軽減の継続に係る財源として基金を取り崩すことができるよう、新たな処分要件を加えるものでございます。

続きまして、議案第11号平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

この補正予算案は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,951万1,000円を追加するものであります。

補正の内容であります。本年4月からの制度改正に関し、住民などへの周知を図るための経費を計上しております。

歳入の4款繰入金1項基金繰入金1億9,951万1,000円の追加は、国の高齢者医療制度臨時特例交付金を受け造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金から市町村及び広域連合において行う住民などへの周知を図るための経費に充てるため、繰入れを行うものであります。

歳出の2款総務費1項総務管理費1億4,000万円の追加は、広域連合が行う新聞広告などの広報経費を増額するものであります。

また、4款諸支出金1項市町村支出金5,951万1,000円の追加は、市町村が行う広報誌などの発行の広報経費に対する補助を増額するものであります。

当該補助は、臨時特例基金の積立金を財源として各市町村における8.5割軽減などの特

別対策に係る広報経費のうち、印刷・製本費や郵送費などへの事務費を補助するものであります。

続きまして、議案第12号平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

この補正予算案は、平成21年度医療会計における歳入の財源更正を行うものであります。

補正の内容であります。議案第14号で御説明申し上げました特例基金への積立ての増額分について、平成21年度の保険料軽減に充てるため、財源更正を行うものであります。

歳入の1款市町村支出金1項市町村負担金3億2,331万2,000円の減額は、3月に行った専決により積み増した後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入額を増額することに伴い、見合いの保険料負担金を減額するものであります。

また、同じく歳入の7款繰入金2項基金繰入金3億2,331万2,000円の増額は、ただいま御説明申し上げました専決により増額を行った基金からの繰入金を増額するものであります。

以上で、ただいま御上程いただきました各議案についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（畑瀬幸二） これより、議案6件に対する一括質疑を行います。

通告がありますので、順番に発言を許します。

中橋友子議員。

○中橋友子議員 幕別町議会議員の中橋友子でございます。

私は、議案第15号専決処分の承認の中の平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、お尋ねをいたします。

まず、提案の内容であります。昨年の年度途中に実施されました低所得者に対する特例措置、8.5割軽減の継続に伴う財源の振替ということであり、総勢9万7,680人、総額で約6億4,000万円の保険料が軽減されることは、対象となる被保険者の負担の軽減になることから、賛成するものであります。その上に立ちまして、4点について問題としてお伺いするものであります。

まず、1点目は、今回の提案は国の経済危機対策のためによるとされております。説明でもございましたが、8.5割軽減の対象となる条件は、年収で168万円以下、所得で33万円以下の世帯とされております。これは生活保護水準以下かそれに準ずる程度の収入と考えます。他の5割軽減、2割軽減の対象も同状況であります。経済対策、それ以前に、まず本来課税対象となっていない低所得に保険料がかけられていることが大変問題だと考え、減免措置につながるよう国に求めるべきではないかと、お伺いいたします。

また2点目は、2月の第1回定例議会でも指摘してまいりましたが、今回の軽減対策も、あくまでも世帯単位であります。同じ収入世帯で保険料に15倍の格差が生まれることを申し上げてまいりましたが、この現状は改善されておられません。見直しが必要と思います。

3点目は、軽減拡充の特例措置は今年度限りとなっております。昨年度も年度の途中からの拡充策がとられましたが、年度末でいったん元の7割に戻され、細切れに変わる場当たりの国の対応に専決処分などの対応を当広域連合として行っておりましたが、しかし高

齢者は現実に保険料の負担が増え、また事務を担当する市町村役場の担当者も、大変大きな混乱を生じさせてきました。今回も今年度限りとするならば、また来年度の年度当初と同じ混乱が想定されます。これらを考えると、事態の打開策を少なくとも、例えば8.5割の継続的な制度化にするなど、抜本の見直しが必要との声があります。いかがでしょうか。

4点目は、軽減対策が講じられても、なお保険料の負担ができないなど滞納に至っている被保険者には、来月1日から短期被保険証交付の予告案内をされていると聞いております。交付対象の基準は北海道広域連合独自のものとなっているのでしょうか。基準の内容と対象者はどのくらいになるのか伺います。

また、市町村によってかなりの格差が生じているともお聞きしております。リストアップは市町村の判断になるのか。

いずれにしても、保険証の期間が短くなることは、75歳以上の高齢者に大きな不安を与えることになり、通常期間の発行を推進すべきと考え、お伺いいたします。

次に、議案第12号平成21年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について、お伺いいたします。

この提案は、総額で3億2,331万2,000円の補正予算、内容は保険料均等割9割軽減と所得割5割軽減、被扶養者軽減の継続のため、国が補助金を当初の見込みより増額したことによる振替予算となっています。市町村や広域連合の負担が軽減されることは歓迎するところではありますが、国の社会保障に対する予算は、全体として毎年2,200億円の大幅な減額となっています。次年度は保険料の改定の時期でもあり、国の負担の在り方が保険料に大きく左右してまいります。今回の増額に至った根拠と今後も増額が保証されているのか見通しについて、お伺いするものであります。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山英彦） ただいまの中橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、低所得者に関する制度の見直しということで御質問をいただいたわけですが、御承知のように、後期高齢者医療制度は高齢者の医療制度を将来にわたり持続可能としていくために現役世代と高齢者で共に支えあう制度として創設されまして、その保険料については、被保険者の方々に公平に負担をしていただくということになってございます。

その中で、低所得の世帯の方には軽減措置が設けられております。平成21年度につきましては、8.5割軽減の継続、9割軽減の設定など、特に所得の低い方への改善策が講じられているほか、災害などで重大な被害を受けた方やその他特別な事情で、生活が著しく困窮し保険料を納めることが困難になった方への減免措置も設けられているところであります。

すべての低所得者の保険料の負担の在り方といった制度の根幹にかかわる問題につきましては、国において医療保険を含めた社会保障制度全体の中で検討されるべきものと考えております。

次に、世帯単位の保険料の軽減判定の関係でございますけれども、これにつきましては、制度当初より様々な御意見をいただいているところであります。

本広域連合におきましては、このことに関し、昨年度、北海道、北海道市長会、それから北海道町村会とともに、国に対して必要な対策を講じるように要望したところでありますけれども、今後とも機会をとらえて要望してまいりたいと考えております。

それから3点目でございますが、次に8.5割の軽減の継続化などの制度の見直しということについてでございますが、先ほど低所得者の保険料に関して御質問でお答えいたしましたけれども、制度の根幹をなす事柄の見直しについては、国において、社会保障制度全体の中で検討されるべきものと考えておりますが、関係機関と協議の上、制度の安定的な運営のため、適切な改善がなされるよう、必要な要望は行ってまいりたいと考えているところであります。

それから四つ目でございますが、短期被保険者証の交付基準と対象者についてということでございますが、本基準は、広域内の各市町村の国民健康保険の短期被保険者証の取扱い基準などを参考にしながら、本広域連合の取扱いを決めたものでございます。

具体的な交付基準につきましては、保険料の納付期限から3か月の間に当該保険料を納付されていない方を交付の候補者といたしまして、そのうち納付相談に応じていただけない方、納付約束を誠意を持って履行していただけない方、それから十分な負担能力があるにもかかわらず納付していただけない方、こういった方々を交付の対象としているところであります。

また、交付対象者につきましては、7月10日時点で全道で1,135名の見込みとなっております。

それから、短期被保険者証の交付の判断ということでございますが、交付予定者の選出については、納付期限3か月を経過してもなお納付のない方の情報を本広域連合から市町村に提供いたしまして、その情報を基に各市町村が納付折衝等により滞納者の生活状況等について十分把握した上で、短期被保険者証の交付について判断しているものと考えております。

それから、短期被保険者証の必要性ということでございますけれども、短期被保険者証につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条に基づき交付するものであります。

交付の目的は、滞納のある被保険者との納付相談・折衝機会を得るということでありまして、早期に保険料滞納の解消を図るべく手だてとすることでありまして、保険料の納付に公平さを保つこと、さらには保険料の新たな滞納の発生を防止する上で有効なものと考えております。

次に議案が変わりまして、国の高齢者医療制度臨時特例交付金に係る補正の経過と今後の見通しということで御質問いただいたところでありますが、今回の補正は平成21年度の保険料軽減に係る財源補てんと、これらに係る広報などの経費であり、平成20年度に決定されていた事柄でございます。

したがって、このたびの補正予算の財源となっております基金繰入金は、平成20年度に国が交付した高齢者医療制度臨時特例交付金を原資としておりますが、当該交付金については、国が補正予算として計上した金額の範囲内で、各広域連合へ交付したものであ

りまして、結果的に本広域連合が2月時点で平成21年度当初予算に見込んだ額よりも多く、3月に交付決定されたというものであります。

また、当該交付金の今後の見通しということでありますが、国の方針としては、平成21年度限りということにされておりました、平成22年度以降については、現段階では、その方向性については示されていないところであります。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 再質問をさせていただきます。

1点目と2点目にかかわりましては、まず1点目につきましては、この制度発足以来、担税能力を超えた保険料が課せられていることを問題にしてまいりました。それは、1回目の質問でも申し上げましたように、収入のない方、生活保護基準以下の方にも、保険料が課せられているということです。今回の措置をもってしても解消されないということがありますので、そういう制度の問題点として、国の問題であるということではあります、随時必要な働きかけを行っていただきたいということでありまして、そういうものであります。

それと、2点目飛ばしまして、3点目についてお伺いいたします。

この特例措置であります、20年度の結果、当広域連合で出されておりました資料によりますと、収納率につきましては、98.6パーセントということが示されておりました。当然こういった特例措置によって、軽減が拡充されるということになれば、低所得者の方たちの保険料に対する措置でありますから、収納率の向上にも直結していくのではないかなというふうに思うわけです。そこで、この特例措置と納入率の関係をどのように押さえていられるのかということをお伺いしたいと思います。

今回、と申しますのは、今回限りということで提案でありますから、こういった軽減の対策が年度によって、いろいろ変わっていくというふうになると、そのこと自体が収納率の変動にもつながっていくのではないかと。向上させるためには、やはり継続的なものが必要ではないかという観点からお尋ねするものです。

次に、4点目であります。結果として、こういう措置がとられた、昨年度もとられたわけですが、御答弁では、1,135名の方に短期保険証の予告と申しますか、連絡が行っているというお答えでありました。現在、全道180の市町村があるわけですが、この基準については、今、御説明いただきましたように、大きく三つの基準がありました。その基準に基づいて、結果としてこの1,135人という方が短期交付の対象とされたというふうに押さえるわけですが、実際に連合の資料を見ますと、180自治体のうち、短期保険証の発行ゼロというのが81自治体ございました。発行しているところは、二けたに上っているところもございます。このように格差が生じている。発行ゼロの自治体の中には、人口10万を超える市もございます。この差と申しますか、1点目の質問がそれぞれ市町村の判断になるのか、リストアップは市町村なのかということ、こういう疑問があつてお尋ねしたわけですが、やはり同じ道の広域連合の下に実施されている医療制度でありますから、基準が同じでも結果にこのような差があるということは、やはり連合としての指導が必要になっ

てくるというふうに思います。その指導の在り方は、やはり高齢者の医療を保障する、つまり短期保険証の発行に極力つながらない形の指導が必要だと思いたしますが、いかがでしょうか。

最後であります。当然、今年度限り、特例というふうについている以上は、十分自分も理解するところでありましたが、今、既に保険料の見直しの作業にかかられているのではないかと推察いたします。そうしますと、こういった国の予算措置がこの制度の保険料に大きくはね返ってくると考えます。今回、様々な形で、今の時点での予算の増額ということが行われてきていますが、一時的ないわゆるばらまきと言われるような制度であっても、今回はこういう形で助かっていくわけですから、しかも措置がされたという実績、事実に基づいていけば、次年度からもこれを継続する、求める根拠としては、非常に大きなものになるのではないかと推察いたします。したがって、これを継続するような働きかけを強く求めたいと思いたしますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山英彦） まず1点目の特例措置と収納率の関係ということになると推察いたしますが、特例の軽減措置と収納率の関係を、現段階で明らかに相関関係があるかという、示すようなデータは手前どもとしては、まだ押さえていないところではありますが、いずれにいたしましても、8.5割軽減など、9割軽減など、様々な軽減がございますが、制度が改定をされた際には、被保険者の方に改定された旨を丁寧に説明しながら、また収納率を上げるといいますか、保険料を払っていただく必要性があるのだということを、我々、そして市町村とともにしっかりと説明をさせていただいて、対応させていただきたいというふうに考えているところでもあります。

それから、二つ目の短期被保険者証の交付している件数について、いろいろ市町村に差があるのではないかと推察ということで、手前どももいったん候補者としてお示しして、それで各市町村ごとに、数字が上がってこれられない市町村もございますので、そういったところには御事情をよくお聞きして、短期被保険者証が発行されないで、必要がないということであれば、それはそれで結構なことでございますので、そういった事情は的確にとらえながら、教えていただきながら、また必要な指導はこちらの方からさせていただきたいと考えております。

それから、3点目の特例措置の継続ということで、8.5割の継続などの要請をしてはということですが、なかなかこれ自体は先ほども申しましたように、難しい問題であると考えております。といいますのは、保険料負担というのが、やはり小さければ被保険者の方々にとっては、非常に良いことかなというふうには思いたしますが、そのかわりの財源をどういうふうに、どちらから用立てするかとか、そういったことも関連しますので、我々としては、広域連合の立場としては、熟慮をいたしまして、要望できるものなのかどうかも含めて考えなければならぬ非常に重要な問題だと思いたしているところでもあります。

○議長（畑瀬幸二） 中橋議員。

○中橋友子議員 御苦労さまです。いろいろ御苦労も多いかとは思いますが、この制度は去年の4月ですから、この7月をもって1年3か月という期間、短い期間ですね。その間に、このように今回は専決で対処されておりますけれども、昨年も途中で軽減策の拡充になることはいいのですけれども、そのように繰り返し見直しをしなければならなかった背景というのがやっぱり大事だと思うのですよね。その背景は、やはり一番目に申し上げましたように、これまで負担のなかった人たちに負担がかかる制度になっていったと。年金天引きという形でなっていましたけれども、そういう中で、被保険者あるいは関係者からかなりの問題点が吹き出てきたと、そういう中で見直しがされてきたわけですね。このように、今回もそういうのを受けて対処される、それは大事なことなのですが、しかし一時的な対応だけ繰り返し繰り返し提案されてくるけれども、制度の根本的なところは解決されないものですから、これがもとに戻ると、また来年も同じような状況になっていくのだと思うのです。御承知かと思いますが、この間、市町村の担当の窓口というのは、後ほど広報のほうでもお話が出てくるかと思いますが、この制度のころころ変わる中身によって、かなりの相談に力を入れてやっているけれども、なお汗をかいても解決ができないという実態に至っているわけですね。ですから、そういう現場の声を広域連合から厚生労働省のほうにきちっと上げていって、制度の根幹というものに問題があるのだということも指摘をしていただいて、改善をすることが大事だと、そういうふうに切に思うものですから、再度質問をさせていただきます。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（村山英彦） 基本的なところを要望すべきではないかというふうなことで御指摘を受けていると思いますが、そもそも御承知のとおり、当広域連合をいうのは、後期高齢者の制度がありまして、そちらを円滑に制度として進めていくというのがやっぱり設立の目的になっておりますので、例えば抜本的な見直しということの議員おっしゃられている意味は十分私も理解いたしますけれども、一定の限界というか、存立目的のこともお考えいただきますと、なかなか難しい面もあるということを是非とも御理解いただければなと思っております。

○議長（畑瀬幸二） 次に、清水雅人議員。

○清水雅人議員 滝川市議会議員、日本共産党の清水雅人です。  
それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

なお、通告の最後の4件目は、中橋議員と重複する部分もあり、割愛をさせていただきます。

それではまず1件目、議案第11号2009年度一般会計補正予算の総務費、広告費について、お伺いいたします。

まず1点目、その効果についてですが、本年度4月から6月までに、新聞広告と新聞折り込みで使った費用、内容、効果について伺います。

2点目は、普通徴収の納入通知書での大量滞納の発生と広報の役割について、お伺いします。

本年6月の普通徴収の納入通知書で、全道で大量の滞納が起き、督促状を発送する事態が発生しました。対象人数と督促状発送割合について伺います。

3点目は、広報予算の抜本の見直しについて伺います。

上記の大量滞納発生の原因として、これまでの広報について検証し、広報の抜本的な見直しが必要と考えます。そこで、ダイレクトメールを中心とした広報への方針変更、つまり訪問も含めた被保険者個々への直接的な、またち密な広報への方針変更について検討をすべきでないかということで、お伺いをいたします。

さらに、この件で、今回の大量の滞納発生で事務量が市町村において増大したと。私の地元滝川市の担当者は、今回8.5割軽減の対象者が2,200人ぐらい、これに対して1,000名以上の滞納者が出て、督促状を発行したわけです。1,100名の方が最終的には納付書において納付をするということができずに、約300軒は各戸訪問を覚悟しているということを述べています。そういうことから、やはり問題点は改善するという立場で、広報予算の配分を広域連合中心から市町村中心に比重を移すべきではないか。先ほどの個々の被保険者への直接的な広報への変更と角度は違いますが、市町村に重点を置くという点についてのお考えを伺います。

4点目は、ホームページの改訂費用を計上されています。今、天下国家はどうなっているかと、総選挙の情勢は自公政権が変わると、政権交代するという世論調査が圧倒的大勢を占めている、こういう中で、ではその政権交代をしようとしている今の野党ですよ。この野党がこの後期高齢者医療制度について、どのような政策、方針を持っているのか、今日、明日、今週中にも各政党から出されるマニフェストでも当然取り上げられるというふうに思うのですが、後期高齢者医療制度は廃止する方向ということがこれまでの報道でも明らかだと思うのです。そういう中で1年3か月やってきたホームページ、これを更に何年後までも考慮してわざわざ費用をかけて、ホームページを改訂する必要があるのかということで、このことについては、時期を見るべきということでお伺いいたします。

5点目、連合長が認める減免猶予制度の周知について伺います。

不況の継続で、収入の激減、医療費が払えないなどの状況が起きています。連合長が認める特別の減免・猶予制度の周知を求めるということですが、現在、全くやっていないということではありません。この一番、広域連合が大量に配布をしている中で、この部分に書いてはあるのです。しかし、なかなかこれが高齢者の方の目にとまるかということ、私はなかなかこれだけでは通じてないというふうに思うのです。今回、納付書と一緒に発送した封筒に滝川市ではこの広域連合が作ったチラシを基に、これでも、この部分にそれを書いているのですが、なかなか目に留まらないと。書いてあることが、どういうことなのか、なかなか理解するのは大変だろうということで、この制度の周知について、強化を求めるものです。

最後の件ですが、今回の高齢者医療円滑運営臨時特例交付金、この交付金に対する広域連合としての評価及び国に対する姿勢について、お伺いいたします。

なぜ今回、交付金が当初予算で見込んでいたよりも増えたのか、根拠を明確にすべきではないかという点で伺うのですが、中橋議員も類似した質疑をされ、御答弁、御説明の中で、負担増による混乱を避けるためと言われております。それを踏まえてお聞きをしますが、政府は毎年社会保障予算を2,200億円ずつ毎年毎年減らしていくと。トータルで約2兆円、この7、8年の中で減ったということですがけれども、こういう中で、特にこの後期高齢者医療制度の減免、ここに政府与党は絞って、ばらまきとも言えることをやっているわけですよ。ですから、単に負担増による混乱を避けるためということでは、なかなか説明がつかないのかなど。介護保険料も今年の4月から大幅に増えています。やはり国政での野党が足をそろえて、この制度に対して批判をしているということが、私はその原因としてあるのではないかというふうに思います。そこで、先ほどの答弁より更に深く、今回の増額の理由をどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、交付金の評価についてなのですが、同じく評価なのですが、使いにくい交付金、例えばというか、私に取り上げているこの広報に使う場合に、人件費に使えないということが、これはこれまでの予算でも言われています。広報の基本は、やはり職員が被保険者個々に直接説明するというのが一番わかりやすいわけで、そういう点で、人件費にも使えないような交付金制度というのは、非常に使いにくいというふうに思うので、その点に対する見解を求めます。

最後ですが、今年度の広報すべき課題は、既に半分以上終了したのではないかと。保険料の納入については、今回、6月に、7月のところもあるというふうに聞いておりますが、6月、7月で全て終わると言ってもいいと思います。にもかかわらず、これから歳出を残す大半の予算をこれから執行するということについて言えば、これは人件費に使えるというなら、私は大いに賛成なのですから、さらにテレビや新聞広告等で巨額の広域連合だけで1億4,000万円、この補正を更に使うということについては、税金の無駄遣いとなることを危惧するものです。高齢者の方々に周知をすると、あるいはきちんと理解をさせていただくという点についての役割の広報については、私は何の反対もしない立場です。しかし、前段質疑をした、結局、納付書を送るときの大混乱を考えると、紙媒体での広報に相当な限界があると、もし使い残した広報費用を使うのであれば、別のやり方、例えばこれからでも国に対して人件費として使っていいかと、使わせてくれというようなことを考えなければ、税金の無駄遣いになるということに危惧しての質疑です。

以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山英彦） それでは、清水議員の御質問にお答えいたします。

まず、広告費に関します効果等についてということですが、今年6月までに行った新聞への広告掲出と折り込み広告などの費用でございますけれども、新聞への広告掲出が392万円、折り込み広告が732万円となっております。

内容は、どちらも6月以降の保険料の支払方法や保険料の計算方法、それから21年度の保険料軽減などについての広報となっております。

これら広報に関する効果について数量的にお示しすることは、なかなか困難でございますけれども、広告を行った際には、例えば制度について更に詳しく聞きたいといったようなお問い合わせとか、それから個々人の状況に応じた相談といったことが多く寄せられておりますことから、制度の理解に一定の効果を上げているものと思っております。

いずれにいたしましても、新聞等のメディアを活用した広報を、更に充実させるとともに、各市町村と連携いたしまして、こうした被保険者からの相談などに丁寧に対応していくことが大切であると考えているところであります。

次に、滞納の状況についてでございますが、普通徴収の関係というふうに承っておりますが、6月確定賦課の市町村というのは42市町村でございます。7月確定賦課とかもございますので、42市町村でございます。今後、督促状を送付する市町村もございますことから、6月納期分の督促状の発送件数を正確に把握することは困難であります。なお本広域連合のシステム上の数値で申し上げることができます。普通徴収により6月末日に納期限が到来する被保険者数は約19万5,000人、そのうち7月20日現在で未納となっている方が約7万1,000人、パーセンテージで言いますと約36パーセントということでございまして、その後、納付がなされなければ督促状の送付の対象になる方と考えております。

それから広報予算の見直しについてということで、広域連合の広報についてダイレクトメールを中心という御提案をいただいたところでありますが、被保険者などへの広報は、速報性を求める場合には新聞への広告掲出、より詳しくお知らせする場合には折り込み広告を行うといったことで、これまでも広報の目的によって様々な方法、手法を組み合わせ実施してきているところであります。

平成21年度につきましては、この度の補正予算に計上しております広域連合分の広報経費1億4,000万円により、これまで実施してまいりました新聞広告について回数を増やすほか、御指摘にございました被保険者の方々へのダイレクトメールの送付を始め、テレビスポット広告や公共交通機関への広告掲出などを実施することとしておりまして、このように多様な手法によって広報を行ってまいりたいと考えているところであります。

それから同じく広報予算の関係でございますが、市町村の広報経費ということでございます。今年6月に、各市町村の広報関係の所要額を取りまとめさせていただきましたが、当初予算に比べ若干の余裕を生じている状況にございます。今回、補正予算に計上しております6,000万円弱の金額と合わせまして、各市町村から改めて要望をとり直しいたしまして、補助をしてまいりたいと考えているところであります。

また、市町村と広域連合の経費の配分についてでございますけれども、これまでも各市町村には、それぞれの地域の実情に応じて、より身近な広報をお願いしているところであります。先ほども御説明いたしましたように、ダイレクトメールの送付や公共交通機関への広告掲出など、全道規模で広域連合が行った方が経費の面などからも効率的であるものについては、手前どもの方で行うこととしまして、あわせて各市町村における事務の軽減も図ってまいりたいと考えているところであります。

それから次に、ホームページの改訂ということでお話をいただいたところであります。昨年4月の制度施行後の大きな制度改正などによりまして、ホームページに掲載する情報量が非常に多くなっておりまして、またその情報というのは制度改正にかかわりますものですから、内容を速やかに伝えることが必要となっております。

加えまして、閲覧者が素早く目的のページを見つけられるように、情報の掲載方法を改善していくということが求められていることから、今回、ホームページの全面改訂を行うこととして、補正予算を計上したものであります。

さらに、ホームページは、各市町村やその電算システムの委託先、それから医療機関などとの情報共有のためにも、そうした役割も大きいということがありますので、利用する目的に応じた内容の整理など、被保険者や関係団体双方がより使いやすいものになるよう速やかに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、保険料の減免等の周知についてでございます。

これまで、広域連合のホームページへの掲載、それから議員からお話がございましたように、リーフレット、チラシなどによる御案内をしております。また、市町村窓口におきましても、納付相談の際には適宜減免制度などについて説明を行っていただいていると思っておりますが、今後も引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

それから補助金に対する評価という、根拠、内容ということで初めいただいておりますが、今回の補正は、中橋議員の御質問にもお答えしましたように、補正予算の財源となっております基金繰入金は平成20年度に国が交付した臨時特例交付金を原資としているということであります。当該交付金は国が補正予算として計上した金額の範囲内で、本広域連合に交付されたものでありまして、結果的に手前どもが2月に計上した予算より多く、3月に交付決定をされたという経緯でございます。

それから、補助金の使途についてということで、人件費に使えないのはいかかという御質問であります。この度の補正予算につきましては、制度が始まって間もないことや各種の制度改正が行われたことにより、全道の被保険者などへ同じ内容で速やかにお知らせする必要があることから、新聞などの各種メディアを使った広報について、国の臨時特例交付金を活用し、充実を図るものでございます。

なお、当該交付金は、新たな軽減など国の特別対策に関する広報に要する事務経費とか、窓口端末の増設などによる相談体制の整備に対するものであります。市町村が行うこととされております各種届出や保険料徴収など、また広報も含めまして通常業務に係る人件費については、地方財政措置がなされているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、広報事業の必要性についてということでございますけれども、今年度につきましては、8.5割軽減の継続などの制度改正がありましたことから、新聞の折り込みなどについて、当初の予定を前倒しして、広報を行っているところであります。

また、公共交通機関への広告掲出やダイレクトメールの発送など、今回、新たに実施する事業も含めた周知によりまして、年度途中で保険料の納付方法に変更のある方への広報や高額療養費の介護保険との合算といった制度改正、こういったもののほか、制度への一層の理解を深めていただくためにも、広報事業の充実が必要であると考えまして、補正予算として計上させていただいたところであります。御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 まず、2番目の大量滞納の発生の状況についてお伺いしたところ、19万5,000人という数字、そして7万1,000人、36パーセント。これは、8.5割対象者が6月発送分で19万5,000人いらっしゃるって、そのうち7万1,000人が納期限までに納付されていないという数字なのか、ちょっと私理解できませんでしたので、もう一度伺いたいと思います。

それで、今、大量に滞納が発生しているということで、私がつかんでいる数字を一つお示しをしたいと思います。札幌市ですね、これは6月に発送しているのですが、対象者4万8,000人のうち2万5,000人が納期限6月30日までに納付されていないと。これ、実に5割を超えているのですね。札幌市役所への問い合わせで明らかになった数字です。こういったことについて、広域連合としてどのように考えているのか。ほかの事例で税や公共料金の納付において、直前に期限を定めて納付書をお送りして、その4万8,000人のうち2万5,000人が納付されない。しかも、この世代の方というのは、こういったお金はきちんと納めたいということを信条とされている方がほとんどの年代の方なのです。そういうところにおいて、こういうことが発生しているということは、やっぱり異常な事態としか言えないというふうに思うのです。これを広域連合として、なぜこのようなことが起きたのか、考えられることをすべて挙げていただきたい。単に、説明の仕方が不十分だったとか、そんな答弁がもし出るようであれば、私は全く納得できません。やはり根本的にこの制度の問題点に根差したものがあつたというふうに考えます。以上伺います。

次に、市町村に比重を移すべきではないかという質疑に対して、市町村の要望をまとめて対応したいというような答弁をされたというふうに思うのですが、少なくともこれは補正予算ですから、議案書では、市町村の補助金と款が違うわけで、いわゆる流用できない科目ですよ。ですから、次の定例議会という11月ぐらいですよ、決算議会ですよ。それまでに、もうほとんど広報終わってしまつてと思うのです。だから、事実上、もう今回きちっと考え方を示さないと、例えばその1億4,000万円のうち半分ぐらいは使わないで残しておくとか、そういったことを考えておかないと、実現不可能な答弁だというふうに思うのです。ですから、市町村に比重を移す必要があるというふうにお考えなのであれば、もっと具体的な、ではこうすると、こういう対応をするということでお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

次、ホームページの改訂は、私は総選挙の結果、様子を見るべきだとお聞きしたのですが、様子を見る考えはないという御答弁だったというふうに思うのですが、例えばどんなに事務量が増えていても、全く仕事ができないというようなことであれば、私は改訂に反対する何物もないのです。しかし、お金の使い方というのは、やはり不要不急なものについては、ほかに回すと、これ国民の税金ですから、そういうほかとの比較で考えて、優先度がそんなに高いものなのかということでお聞きしているのです。仮に半年後、あるいは1年半後に無くなる広域連合であれば、何とか今のホームページで我慢していけるのではないかと、そういう考え方も出てくるはずなのです。そういうことで、総選挙の結果、あるいはマニフェストに書いたことを今度政権担当する方は実行しなければならぬわけですから、せめて様子を見るという考えについて、もう一度お伺いしたいと思います。

ちょっとくどくなるので、これぐらいにしますけれども、以上です。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。  
事務局長。

○事務局長（村山英彦） まず、1点、手前どもで19万5,000人、それから7万1,000人というふうにお知らせいたしましたけれども、これは8.5割軽減だけではなくて、うちのほうのシステム上の数値でありますので、その内訳については、ちょっとわからなくて、単純に6月末に納付していただけない方という、そういうデータでございます。

ですから、このベースでいきますと、札幌市は6月末の納期だと9万8,000人ぐらいいらっしゃるって、その中で先ほど清水議員からお答えいただいたような中の2万5,000人ほどでしたでしょうか、そういうことになると思います。質問として、非常に異常な事態ではないかということ、5割ほど札幌市の場合はいっているということではありますが、手前どもといたしましては、20年度でも今の時点で数値で申し上げますと、やはり残念ながら3割ほどいらっちゃったということでもあります。ただ、その後、20年度の決算の状況、今のところ見ている見込み数では、9割は収納率は確保できると思っておりますので、先ほど清水議員からもお話がありましたが、9割5分以上は確保できると思っておりますので、そういった意味では、やはり考えられるすべてということでは、言っていたかもしれませんが、我々としては、制度について、本当に丁寧に周知をさせていただいていくしかないものと思っております。

また、要因として考えられますのは、一つありますけれども、昨年度は特別対策ということで、均等割を8.5割軽減するときには年度の途中からということで、年度の後半のほうでは、年金の特別徴収がなくなったということでありました。そういう手順で行いましたけれども、実は平成21年度の年金からの徴収に当たりましては、平成20年度の2月、この2月に年金からの差引額のといいますか、そういう特別徴収額が幾らだったのかということ参考を、21年度の年金の徴収をいたします。それで2月には8.5割が適用だった方というのは当然ゼロでございますので、最初はその21年度に年金の特別徴収になる方は、ほぼ8.5割継続の方はゼロになるということになります。ただし、その方々は、私は年金徴収されるはずだというふうに思っておられる方がかなりいるというふうに聞いておまして、その方が普通徴収の通知書が後から行ったときに、どのように理解していただけるかということで、年金から取られるだろうなと思っているところに、普通徴収が行くということで、若干要因としては考えられるかなと思っておりますが、こうした面も結局は周知を徹底させていただいて、どのような仕組みでそういうふうになっているからということをやはお知らせするのが一番効果的なものだというふうに考えております。

それから、2点目の市町村と広域連合の金額の割り振りでございますけれども、いったん、今回は補正額で6,000万円ということで、先ほど当初予算に比べ、それで若干の執行残があるというふうに申しました。それで、執行残は1,600万円ほどでございます。これは、いったん市町村からの要望をとらせていただいて、要望が予算額に満たなかったということで、執行残になっているものでありまして、この1,600万円とそれから今回補正の6,000万円を合わせていただいて、およそ7,500万円ということになりますけれども、これは今回平成21年度の当初予算とほぼ同様の規模を確保したという額でございます。そういった

額をもって、市町村の方にどのような周知の方法が、広報の経費が必要ですかということ  
を改めて御希望をとらせていただいて、それで広報事業を取りまとめたいと思っ  
ているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、ホームページでございますが、制度が今現時点で継続しておりまして、実  
際に動いているその現状におきましては、やはり我々が必要と思つたことにつきま  
しては、使いやすいホームページになるように、早急に改善をさせていただきたい  
というふうに考へているところであります。

以上でございます。

○議長（畑瀬幸二） 清水議員。

○清水雅人議員 まず、札幌市の数字で、4万8,000人に対して、まず9月分までにつ  
いては、納付書で納めてくださいという知らせが行つたけども、その方たちは、いや  
これは年金から引かれるはずだと思ひながら納付書を眺めて、いやこれが来ている  
けれども、年金から取られるはずだから大丈夫だと思つて納付されなかつたと、2  
万5,000人もの方がね、そういうような御答弁に私には聞こえました。いずれに  
しても、これは通常のことでは考へられないことなのです。最終的には、収納率  
が99パーセントとかになるのだと、幾ら言われても、そのために全道で7万1,000  
人ですよね。これ、7月はさらに40万人が対象になるわけですから、もしかしたら  
14万人ぐらいこういう方が発生するのですよ。そうしたら、合わせて21万人の方  
が納付書が来ても、納期限までに納付しないと、こんなことが起きるといふのは、  
これは既に制度として破たんしていますよ。要するに理解できないことを今政府は  
やれと言つているということなのです。これは、私の考へですけれども、そういう  
点で、事務局長さんがこれまで長い地方自治行政の中で、こんな理解していただ  
けない制度というものがあつたのか。いや、もうこういうことはよくあることだ  
といふことなのか、ということも含めて、今回の異常さについての評価をもう一度  
伺ひたいと思ひます。

あと1点は、先ほどの御答弁の中で、これからまだ高額療養費の介護との合算して  
の高額療養費ですね、そういう周知が必要だから、1億4,000万円のうち、まだ1,100  
万円ぐらゐしか使っていないわけですよ。ということは、あと1億2,900万円をこ  
れから使うといふことを言明されたのですけれども、その高額療養費のことを知  
らせるだけであれば、この1億2,900万円も使う必要ありません。もう既に納付  
書に、納付書がほとんどのことですから、あるいは年金で引き落とす方はこうい  
う方だと、いつからだといふことは、もうやつてるわけです。もし、必要だとす  
れば、次の10月ですよ、年金引き落としが始まる。ですから、やっぱりこれは半  
分ぐらゐは予算執行しないで、様子を見るとか、そういうことが今やっぱり政  
権交代を迎える、迎えようとしている地方自治体として、やっぱりそういう考  
え、そういうスタンスといふのは柔軟に持つていなければいかんといふふうに  
思ひます。お考へを伺ひたいと思ひます。

○議長（畑瀬幸二） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（村山英彦） 制度への評価ということですが、私も地方行政かかわってまいりましたが、新たなこうした始まったばかりの制度のところへ赴任したことはそれほどないものですから、何ともお答えのしようが難しいわけではございますが、制度が始まって、それで2年目ということで、まだまだ後期高齢者医療制度について周知も必要であるし、理解も深めていただかなければならないなというふうには感じているところでございます。

それから、二つ目の広報経費の問題でございますが、1億4,000万円、それから6,000万円ということで、広域連合、市町村、それぞれ計上させていただいておりますが、いずれにしても、どの経費につきましても、効率的な執行に努めまして、効果のある広報事業となるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（畑瀬幸二） これで質疑を終わります。

討論の通告はありませんので、これより採決に入ります。

採決は分割により行います。

まず、議案第13号から議案第15号まで、3件の専決処分の承認についてをお諮りいたします。

報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第15号については、報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第10号から議案第12号までの3件についてをお諮りいたします。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号までについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（畑瀬幸二） 本臨時会に付議されました案件は、すべて議了しました。

平成21年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午後2時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

署名議員 清 水 雅 人

署名議員 田 莉 子 進

